



01



02

01・02. 鶺鴒保育所での啓発活動。

町消防団には現在、9人の女性団員が所属し、日常点検や訓練などに参加して防災意識の向上を目指しています。活動の1つである街頭啓発では、スーパーマーケットや商業施設などで、買い物客らに広報啓発を行っています。このほど、若い世代の消

防団入団を促進するため、保育所のお迎え時間に合わせて「消防団入団促進キャンペーン」を鶺鴒保育所で行いました。女性団員5人が正門前に立ち、園児のお迎えに訪れた保護者らに「消防団員を募集しています」

「よかったらチラシに目を通してください」などと声をかけながら、ウエットティッシュやふせんなどの啓発グッズを手渡しました。消防団は火災、風水害、震災などの災害対応はもとより、地域コミュニティの維持・振興にも大きな役割を果たしています。少子高齢化、過疎化などを背景に団員数が減少し、地域防災力の低下が懸念されています。団員の1人は「継続して活動をしていくことで、多くの人に消防団の活動を知ってもらおうきっかけになり、団員の減少に歯止めがかかればうれしいです」と話していました。

また、春の全国火災予防運動期間中には、5人の女性団員が主婦の店パシフィックマーケットで買い物客に火災への注意を促すとともに、住宅用火災警報器の設置を呼びかけました。

女性消防団員が活躍中

## 街頭啓発を行いました

### Fire Report

～ついでに紀宝町消防団～

その32

#### Information 役場総務課

あなたの抱える問題を、弁護士が解決するお手伝いをします

## 毎月第1・3木曜日、「無料法律相談」を開催!!

熊野ひまわり基金法律事務所および弁護士法人片山総合法律事務所は、紀宝町役場で、予約制による「無料法律相談」を開催しています。

悩みがあるけれど、どうすればよいかかわからずお困りの方。弁護士があなたの抱える問題を解決するお手伝いをします。

相談内容の秘密は、弁護士の守秘義務により守られます。また、相談した結果、弁護士に事件を依頼する場合には弁護士費用が発生しますが、事前に説明させていただきます。

- ◆相談日 毎月第1・3木曜日（※祝日の場合は中止）
- ◆相談時間 午後1時30分から3時30分までの間で、1人30分以内
- ◆会場 紀宝町役場 1階相談室
- ◆対象者 紀宝町にお住まいの方
- ◆弁護士 第1木曜日：弁護士法人片山総合法律事務所 小林 大輝 弁護士  
第3木曜日：熊野ひまわり基金法律事務所 坂本 貴生 弁護士

#### ◆予約方法

相談日の1週間前までに、電話等にて総務課へご予約ください。その際に、住所・氏名・連絡先の電話番号と、簡潔な相談内容をお伝えください。

#### 【ご注意】

相談内容が紛争の場合、紛争の相手方が、すでに熊野ひまわり基金法律事務所または弁護士法人片山総合法律事務所において相談を行っている場合は、弁護士法上、同じ弁護士（法律事務所）が双方の相談を受けることはできません。そのため、相談日までに電話にて相手方のお名前を確認させていただきますが、差し支えなければ、予約時に相手方のお名前をお伝えください。

どうしても、相手方のお名前をお話ししにくいといった場合は、相談日に会場において、弁護士から確認させていただきますが、相手方との関係により、相談を受けられない場合があります。

▶詳しくは、役場総務課（☎33-0333）までお問い合わせください。

#### Information 役場福祉課

援助が必要な方のためのマークです

## ヘルプマーク・カードを配布しています

ヘルプマークは、ストラップとしてかばんなどにつけることで周囲の方に援助や配慮を必要としていることを伝えることができるマークです。

ヘルプマークを身に付けた方を見かけたら、バスや自動車などで席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

あわせて、ヘルプカードも配布しています。これは、緊急連絡先や配慮してほしいことなど、伝えたい情報を記入できます。希望される方は、右記の場所でヘルプマーク、ヘルプカードを配布していますので、ぜひご利用ください。



【配布場所】熊野保健所、役場福祉課

※申請書などの書類の提出は不要です。

※郵送をご希望の場合は、送付先の住所・名前・電話番号を明記のうえ、返信用切手を同封し、下記宛先まで請求してください。

（宛先）

〒514-8570 三重県 ことも・福祉部  
地域福祉課 ユニバーサルデザイン班 あて

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。

### 消防団員として活躍しませんか？

消防団は、仕事や家庭などの本業を持ちながら火災・風水害・地震の発生時には消防団員として消火・救助などの活動を行います。また、平常時には火災予防の啓発活動などを行い、地域の安全確保に努めています。

#### ◆新規団員募集

町消防団では、随時新規団員を募集しています。町内に居住または勤務している18歳以上の方ならどなたでも入団できます。

▶詳しくは、役場総務課防災対策室（☎33-0335）までお問い合わせください。

「私たちと一緒に  
地域を守りましょう」



#### ◆女性団員も活躍中

現在160人の団員のうち、9人の女性団員が活躍しています。ご自分に合わせた活動が可能ですので、少しでも興味がある方など、たくさんの方の入団をお待ちしています。